

第9期 県民生活審議会 第2回消費生活部会 議事概要

- 1 日 時 平成25年2月18日(月) 14:00~16:00
- 2 場 所 兵庫県民会館 7階会議室「鶴の間」
- 3 出席者 (委 員) 根岸部会長、清水委員、玉田委員、幡井委員、
恵委員、新保委員、鈴木委員、奈良山委員、
力宗委員 9名
(事 務 局) 村上生活消費局長、川村生活消費局参事兼消費生活課長、
友久生活衛生課長、池田生活衛生課食品安全官、
土取生活科学総合センター長
小前生活科学総合センター副センター長兼広報研修部長
福田中播磨消費生活創造センター生活創造活動専門員、
畠西播磨消費生活センター長、
山内丹波消費生活センター主幹消費生活課長、
西川淡路消費生活センター長、
中村警察本部生活安全部生活安全企画課課長補佐
左山警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課課長補佐
他関係職員

4 議事内容

(1) 不当な取引行為の指定について

<勧誘時の「事業者名等の不明示・偽装」>

- ・ 特定商取引法上は、個人事業者は、氏名又は名称のいずれかを表示すればよいことになっているが、屋号だけでは、業者が特定できず、裁判ができない。施行規則の不備の問題で、上乘せ条例になるかと思うが、個人事業者の名称かつ氏名の表示を求めるといふ、全国に先駆けた条例改正を提案したい。

(A委員)

- ・ 不当な取引行為の指定は、勧誘にあたって、どういう事業者であるかを、相手方に知らせ考えさせる機会を与えることが目的で、口頭でもよく、事業者の氏名、住所、電話番号などを特定することが目的ではない。特定商取引法も趣旨は同じ。

裁判ということになると、契約したことが前提になり、契約書面に、業者の住所、氏名、電話番号等を明記しないとイケない。書かれた内容が虚偽なら、罰則対象になるので、条例を改正する必要性はないと思う。(B委員)

<決済代行業者に関するトラブルへの対応>

- ・ クレジット会社は、いわゆる「出会い系サイト」で詐欺まがいの行為をしている業者とは、提携しないため、国内のカード会社で審査基準から排除されるような悪質な業者が、決済代行業者を利用し、海外のアクワイヤラーと提携し、国際決済を取り次いで、カード決済ができるしくみがある。

消費生活センターがあっせんに入り、サイト業者が返金に応じても、決済代行業者が決済の取消しに応じないというケースがあると聞く。法の不備だと思うが、条例で指定する不当な取引行為にもあてはまるものがない。決済代行業者が返金に応じないことについても検討することを提案する。(A委員)

- ・ 具体的な条文を考える必要があるのではないか。(部会長)
- ・ 契約内容を強制することになるため、具体的な条文が必要になるが、取引の自由に介入することになるため、条例ではできないと思われる。(B委員)
- ・ 不当な取引行為として、特定の行為を禁止するものであれば、条例でも可能と思うが、契約内容まで介入するのは、法律と条例の関係において難しい。具体的な趣旨と条文案をお願いします。(部会長)
- ・ 高度な内容のため、すぐに結論を出すのは難しい。事務局と相談いただきたい。(C委員)

(2) 安全安心な消費生活の推進について

<ひょうご暮らしの親子塾>

- ・ 資料2の中で、「ひょうご暮らしの親子塾」は、コープこうべに委託して実施しているが、予算額から1回あたり7万円の費用になっているが、どのような事業か説明をお願いしたい。(C委員)
- ・ 事務費もあり、全額事業費ではないが、24年度は、但馬から淡路まで県内全域の各店舗ごとに、携帯電話の使い方や食育、金銭教育などの講座を計100回、10圏域ごとに、4回シリーズの講座も実施。実績は、合わせて約150回程度となっている。4回シリーズは、店舗見学やバスで地域を見学する内容等も盛り込まれている。(事務局)
- ・ 非常によい事業だと思うが、予算額が高額なので、有効な成果のあるものにしてほしい。(C委員)
- ・ コープこうべには、各地区に活動サポートセンターがあり、センター内に組合員のサークルやクラブがある。サークル等が主体となって、食育や環境の活動の中で、暮らしの親子塾等の講座を行っている。場所は、店舗の集会室、協同集会センターの集会室である。暮らしの大学の卒業生が、サークルを作り、講座の講師に出向くこともある。(D委員)

<県消費生活センターの相談件数>

- ・ 資料3「兵庫県消費生活センター24年度の取組状況の相談受付件数」について、19年度から23年度まで、全センターで相談件数が減少しているが、理由は何か尋ねたい。(E委員)
- ・ 19年度は架空請求、多重債務の相談が多く、全体的に相談件数を引き上げていた。
21年に創設された国の地方消費者行政活性化基金を活用し、平成22年12月に県内全市町に消費生活センターが設置された。消費者は市町センターへの相談に移行しており、地域全体では相談は減ってはいない。(事務局)
- ・ 地域のくらしのクリエイターが活発に活動していることも、消費者被害の減少につながったといえる。これは高く評価できる。(C委員)

<消費者教育教材の活用>

- ・ 資料2の安全安心な消費生活の推進のⅡ「消費者学習の総合的推進」の中、1の「次世代への消費者学習の継承」ということだが、30年前から各自治体でテキストを作りながら消費者教育の推進を実施されている。実際これらの教材がどのように活用されているか気になっていた。他府県でも検証ということを知ることがなく、「テキストを配付されたが見ていない」「授業で使っていない」などと聞こえてくる。学校でどのくらい活用されているか検証する場合には、学校にも保護者にも調査をして、教材の活用について検討する必要があると思われる。(B委員)
- ・ 22年度、高校生向け消費者教材を作成し、アンケート調査を行ったところ、6割程度が、授業で活用したと回答があった。活用内容は、家庭科、社会科やホームルーム等、授業で活用ということであった。
学校の要請に応じて、県消費生活センターからも出向き、教材を使用しながら、最新相談事例を盛り込んだ啓発講座を実施している。
- ・ 消費者教育推進法が制定され、今後ますます学校で消費者教育教材が活用されていくと思われるので、活用方法について、教育委員会や部会委員の皆様と相談しながら、検討していきたい。(事務局)
- ・ 教材の活用の検証が大切だと思うので、生徒や保護者からも意見を聞いてほしい。(B委員)
- ・ 消費者教育教材は、一方的に与えるのではなく、リスクコミュニケーションのように事例を出して、双方向で議論できるような仕組みを検討してほしい。(D委員)